

【愛知県 重要事項説明書に関するQ&A】

令和5年12月15日時点

Q 1	「取込種別」とは何ですか？
A 1	介護サービス情報公表システム ( <a href="https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/">https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/</a> ) に取り込む際に必要な項目です。 ※令和5年度の「有料老人ホームの重要事項説明書等の提出について(通知)」に基づく提出では、取込種別欄は「2 修正」を選択してください。ただし、令和5年5月1日以降に新たに開所した施設は「1 追加」を選択してください。
Q 2	「被災確認事業所番号」とは何ですか？
A 2	令和5年度の「有料老人ホームの重要事項説明書等の提出について(通知)」に添付された施設名簿一覧の「被災確認事業所番号」を記載してください。(2300920から始まる13桁の番号) ※通知に基づかない提出(設置届出等)においては、県で採番するため空欄で構いません。
Q 3	「緊急通報装置等」は消火設備以外の設備・装置(ナースコール等)という意味ですか？
A 3	その通りです。
Q 4	「医療連携の内容」の「協力内容」とは何のことですか？
A 4	本来の診療科目の中から貴施設へ提供される診療科目のことです。 書き方の例としては、「診療科目」欄には連携医療機関が対応している診療科目を記載し、「協力科目」欄にはその中から当該連携医療機関が貴施設に対して診療を行う科目を記載してください。
Q 5	今回の収集で県へ提出した重要事項説明書を、現在の入居者へ改めて説明し直す必要がありますか？
A 5	必要ありません。ただし、提出後に入居する方については、新様式で説明をお願いいたします。また、提出後に変更届等で愛知県にご提出いただく際は、重要事項説明書は新様式(Ver. 1.1)のものをご提出願います。
Q 6	セルが広がらない/削除したい項目がある/ロック解除のパスワードが知りたいです。
A 6	国が設定しているため、県でもパスワードは不明です。(様式を修正・変更してしまうと、取込エラーとなります。それを防ぐためのパスワードですので公表されていません。)施設において、対象外項目となっている箇所は空欄のまま使用をお願い致します。
Q 7	文章が枠内に収まらないのですが、どうしたらよいですか？
A 7	やむを得ず文書が枠内に収まらない場合は、様式最後にある「備考欄」(P. 28、P. 29)に記載してください。
Q 8	前回様式(Ver. 1.0)からの改正点は何ですか？
A 8	P. 7(介護サービスの内容)「特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無」の加算項目が追加された点、自由記載の欄が大きくなりました。
Q 9	住宅型有料老人ホームであるため改正点に影響がありません。旧様式をそのまま使って良いですか？
A 9	旧様式では「介護サービス情報公表システム」へ取込ができません。改正に影響がない場合であっても、愛知県で定める、新様式を使用してください。
Q10	昨年度提出したものと変更がないため、同じものを提出してよいですか？
A10	厚生労働省により、昨年度からバージョンが改正されているため、前年度様式では取込ができません。新様式(Ver1.1)に改めて記載の上、ご提出をお願い致します
Q11	昨年度提出しているため、今年度は提出不要ですか？
A11	必ず毎年提出してください。重要事項説明書の提出は、老人福祉法第29条第11項及び国通知(平成30年3月30日付け老高発0330第3号)に基づき依頼しているものです。